

『立命館人間科学研究』論文審査（査読）規程

1. 本規定の目的

- (1) 本規定は、『立命館人間科学研究』編集規程」第 19 条により、同誌の論文審査（査読）に関する事項を定める。
- (2) 『立命館人間科学研究』に掲載される論文の学術的質の水準を高め、編集過程の公正性・透明性を高めるため、論文審査（査読）を本規定に従って実施する。

2. 審査の目的

論文審査は、『立命館人間科学研究』に掲載される論文の学術的質の向上を目的として行うものである。

3. 審査の対象となる論文

『立命館人間科学研究』編集規程」に定める投稿論文の区分のなかで、査読を行うとされている区分に該当する論文としての掲載を希望して投稿された原稿を対象とする。ただし、依頼論文の場合においても、著者の依頼あるいは了解がある場合には、審査の対象とする。

4. 審査の手続き

- (1) 審査の対象となる論文としての掲載を希望して投稿された原稿を受け取った場合、編集長は、学術誌にふさわしい内容を含んでいるかどうか、投稿規程・執筆要領からの著しい逸脱がないかなどを検討し、査読に付すのがふさわしい論文でないと考えられる場合、再投稿の指示あるいは掲載不可の判定を行うことができる（スクリーニング）。
- (2) 編集長は、査読に付すのがふさわしい論文について、すみやかに査読者の選定を行う。
- (3) 査読者は別途定める『立命館人間科学研究』論文査読ガイドライン」により、査読を実施し、評価・意見等による総合判定を編集長に報告する。
- (4) 審査結果は、査読者からの報告内容と総合判定を尊重し、編集上の実務的事項を勘案して、編集長が審査の結果を決定する。ただし、特別な理由がある場合、審査結果を副編集長に委ねることができる。
- (5) 編集長は、上記の査読者からの報告等にもとづき、論文の投稿区分の変更を投稿者に提言することができる。
- (6) 編集長は、審査結果を決定するにあたり、必要であれば、副編集長あるいは編集委員との協議、さらには編集委員会による審議を行い、適切な決定を行うように努めなければならない。
- (7) 編集長は、査読に当たって、十分な理由がある場合、原稿の必要な部分を伏せるなど、適切な措置をとることができる。

5. 査読者

- (1) 査読者の選定および依頼は、副編集長および編集委員の協力を得て、編集長が行う。ただし、特集に含まれる論文については、編集長と特集編集者が協議して査読者の選定を行う。

- (2) 査読者は、投稿原稿の内容から判断して、学術的観点から適切と思われる研究者を原則として2名を選定する。2名のうち、人間科学研究所の研究活動に参加している立命館大学の専任教員および専門研究員から1名（以下、「所内査読者」と称する）、それ以外の研究者（以下、「ゲスト・レビュアー (Guest Reviewer)」と称する）から1名を選定する。
- (3) 編集長は、適切と思われる場合、3人目の査読者を選定し、査読を依頼することができる。
- (4) 査読が編集実務上適切な日程で実施されるよう、査読に著しい遅延が認められた場合には、編集長は当該査読者への依頼を取消し、新たな査読者を選定することができる。
- (5) 投稿原稿の著者（筆頭、連名いずれの場合も）あるいは研究実施上著者と緊密にある研究者には、原則として当該原稿の査読を依頼しない。
- (6) 再査読の場合は、原則として初回投稿時の査読者に査読を依頼する。ただし、ゲスト・レビュアーの負担を減らすため、編集長は、初回審査の結果をふまえて、所内査読者のみに査読を依頼することができる。
- (7) 査読者名およびプロフィールは、所内査読者、ゲスト・レビュアーともに、不掲載の希望のない限り、論文掲載号に記載する。

6. 審査基準

審査（査読）基準は、以下の区分を用いて判定する。

- (A) **受理**：修正は不要であり、そのまま掲載してよい。
- (B) **要修正・小**：表現上の補足・修正等、多少の修正が必要である。再査読を行う。ただし、修正の質・量により、編集長の判断で再査読を行わずに受理とすることができる。
- (C) **要修正・大**：このままでは掲載不相当であり、大幅に書き直す必要がある。再査読を行う。
- (D) **掲載不可**：掲載は不相当である。

7. 審査日程

- (1) 査読は迅速に実施し、その日程は実務的に明らかな範囲で投稿者に公表することができる。
- (2) 編集長は、修正に必要と思われる期間と編集実務とを考慮し、適切な期限を付して、修正原稿の投稿を要請する。
- (3) 前項の期限までに修正原稿の投稿がなかった場合、当該論文については投稿の辞退があったものとみなす。
- (4) 編集長は、投稿者に特別な事由がある場合、編集実務に差しさわりのない範囲で、修正原稿の投稿期限を延長することができる。
- (5) 査読者からの報告が終了した後、編集長はすみやかに判定を行い、投稿者に通知する。

8. 守秘義務

- (1) 編集長ならびに編集委員は、審査中の論文について、守秘義務を負う。また編集長は、審査の依頼時において注意深く投稿原稿を扱わなければならない。

- (2) 査読者は、査読を担当した論文の内容及び査読の内容について、守秘義務を負う。また、審査に付している原稿が漏洩しないよう、適切な注意を払わなければならない。

9. 査読方式の報告

- (1) 編集長は、毎号の審査に関する状況を整理し、編集委員会に報告する。
(2) 編集委員会は、審査の実施に関する重要事項を審議し、必要な改訂を行う。

10. その他

- (1) 査読についての謝金等については、別途定める。
(2) 審査に伴う実務は、人間科学研究所事務局が実施する。

付則

1. 本規程の改廃は、人間科学研究所『立命館人間科学研究』編集委員会において行う。
2. 本規程は、2013年4月1日に施行し、本誌第29号から適用する。
3. 本規程の一部改定は、2013年5月20日に施行し、本誌第29号から適用する。
4. 本規程の一部改定は、2013年6月14日に施行し、本誌第29号から適用する。
5. 本規程の一部改定は、2013年11月8日に施行し、本誌第30号から適用する。(査読者の資格に関する一部改定)
6. 本規程の一部改定は、2014年3月28日に施行し、本誌第31号から適用する。(審査の手続きに関する一部改定)
7. 本規程の一部改定は、2014年10月9日に施行し、本誌第32号から適用する。(審査の手続きに関する一部改定)